



## 西小松川町、東小松川一・二丁目地区の まちづくりに関するご意見をお聞かせください！

「西小松川町、東小松川一・二丁目地区」は、狭い道路が多く、地震や火災による危険度が高いなど、防災面で課題を抱えています。

そこで、安全で暮らしやすいまちに向けて話し合いを行う場として、令和2年6月に町会役員と公募による計50名により「まちづくり協議会」が設立されました。

これまで、まちの課題や解決策、まちづくりの方針について検討してきました。年度末には、これまでの話し合いの成果を「まちづくり提言書」としてまとめ、江戸川区へ提出する予定です。

提言書のとりまとめにあたり、協議会で話し合った内容に対する地域の皆さまのご意見を確認するため、アンケート調査を実施することといたしました。

お忙しい中恐縮ですが、アンケート調査の主旨をご理解の上、多くの方にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※アンケートの結果は、まちづくりの検討にのみ使用します。また、回答された方が特定されることはありません。

令和4年11月

西小松川町、東小松川一・二丁目地区まちづくり協議会 会長 関口 孟利  
会員一同

■ **回答期限** 令和4年12月9日（金）

■ **回答方法** 郵送またはインターネットのどちらかをお選びください。

回答していただく方は、ご家族のどなたでも構いません。

（郵送）別紙アンケート調査票に記入し、同封の返信用封筒に入れてポストへ投函。※切手は不要です。

（インターネット）右上の二次元コードを読み取り、回答ページに入力。



■ **実施主体** 西小松川町、東小松川一・二丁目地区まちづくり協議会

■ **事務局** 江戸川区 都市開発部 まちづくり調整課 担当：大坂、小林

電話：03-5662-6438

委託事業者 株式会社アルメックVPI（アンケートの配布、集計を行います）

## 地区の現況

### ①地震、火災による危険度が高い地域です

東京都は地震と火災による危険度を 1～5 の 5 段階で町丁目ごとにランク付けしています。

数値が大きくなるほど建物倒壊や延焼の恐れが高くなりますが、当地区は全域が総合危険度 4 に位置付けられています。

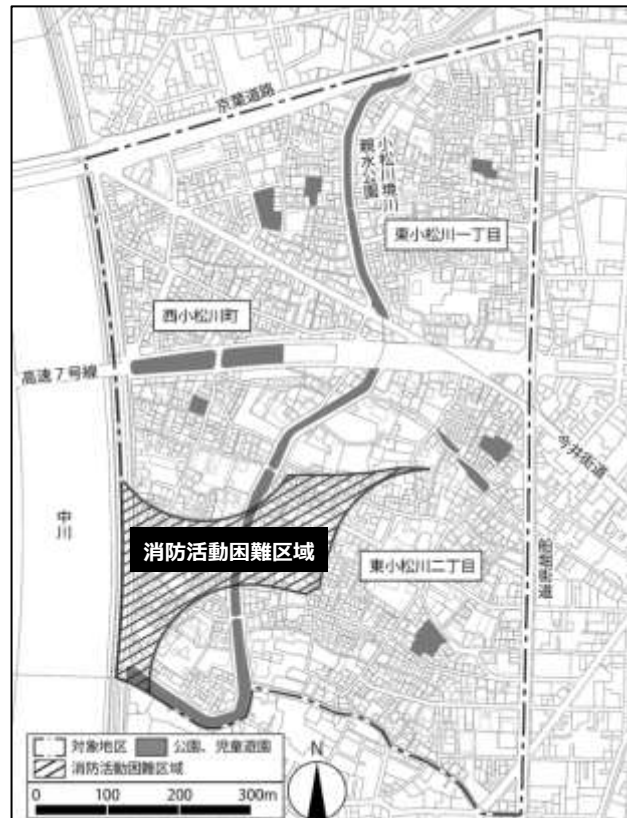
### ②幅員 4 m未満の道路が多い地域です

地区内の道路は幅員 4 m未満のものが多く、災害時の避難に課題があります。

### ③消防活動困難区域があります

地区南西側に消防活動困難区域※があり、この区域では緊急車両が円滑に活動できない恐れがあります。

(※幅員 6m以上の道路から 140m以上離れる区域。消防車からホースを伸ばしても届かない範囲の目安となります。)



## まちづくり協議会の取り組み状況

### 1. これまでの主な検討事項

#### (1) まちづくりの課題に対する解決策を話し合いました

毎回テーマを設定し、課題の解決に向けた方策を話し合いました。以下は意見の一例です。

— 道路・公園について —

- 安全性、利便性の向上を図るための、道路や公園の整備

— 防災について —

- 建物の不燃化や耐震化
- 建物の建て詰まりの改善

— 住環境について —

- 風俗営業などの出店の制限
- 建物の高さや色の調和

#### (2) まちづくりの目標と方針を話し合いました

当地区のまちづくりを進めて行く方向性を「まちづくりの方針」として3つにまとめ、これらを一言で表せるキャッチフレーズを「まちづくりの目標」として設定しました。

【まちづくりの目標(案)】 水とみどりと人を感じる、住んで良かったと思えるまち

水とみどり豊かで、人々の活気やあたたかみを感じる、安全・安心な「住んで良かった」と思えるまちを目指します。

【方針 1(案)】 災害に強い安全・安心なまち

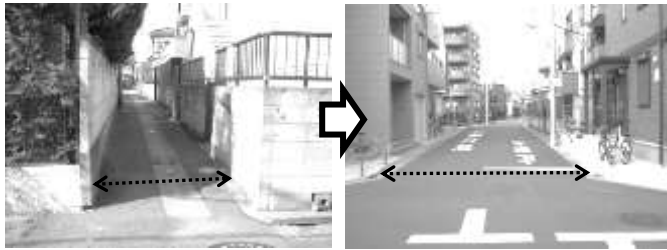
【方針 2(案)】 水とみどり豊かな暮らしやすいまち

【方針 3(案)】 誰もがつながる活気とあたたかみのあるまち

### (3) 具体的な解決策の例

#### イ) 道路・公園の整備

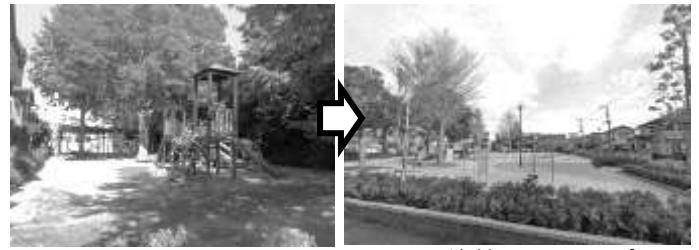
現在ある道路や公園を、地区にとって必要となる公共施設として位置付け、維持保全するとともに、必要に応じて道路の拡幅や公園の整備を行います。



幅員約 1.8m

幅員 6.0m

主要生活道路を拡幅整備 (中葛西八丁目地区)



面積約 990 m<sup>2</sup>

面積約 1,980 m<sup>2</sup>

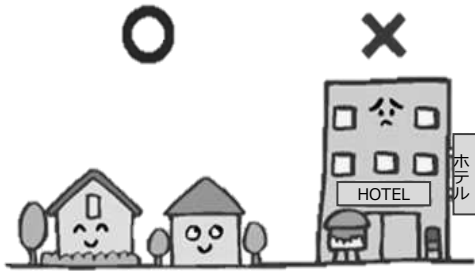
既存の公園を拡張整備 (江戸川一丁目地区)

#### ロ) 建物に関するルールの設定

建物の建て方や敷地の大きさなどに関するルールを定めます。

##### ○良好な住環境を維持するルール

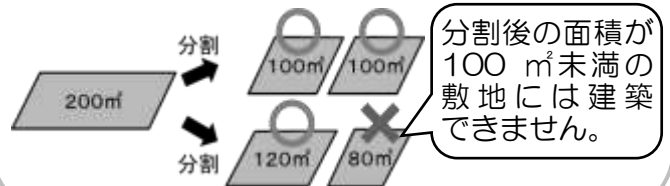
住環境を悪化させる恐れがある建物の立地を防止します。



##### ○ゆとりある敷地を確保するルール

敷地の細分化による建て詰まりを防止します。

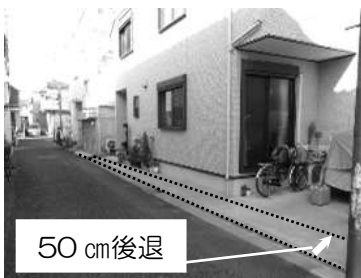
最低敷地面積 100 m<sup>2</sup>の例



分割後の面積が 100 m<sup>2</sup>未満の敷地には建築できません。

##### ○ゆとりある歩行空間を確保するルール

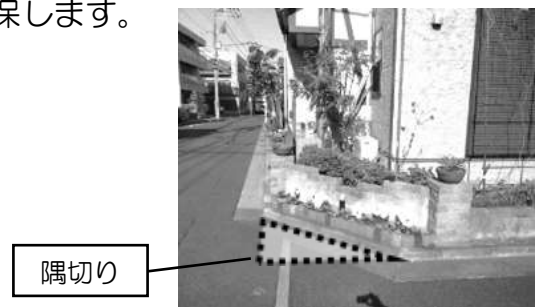
道路から建物を後退させ、壁面による圧迫感を軽減させます。



50 cm後退

##### ○交差点の見通しを良くするルール

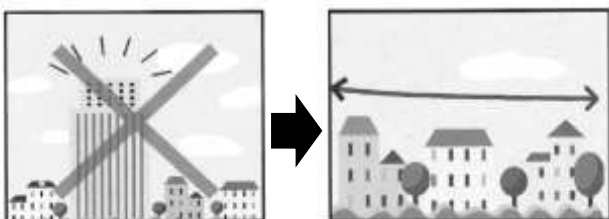
角敷地に隅切りを設け、道路の安全性を確保します。



隅切り

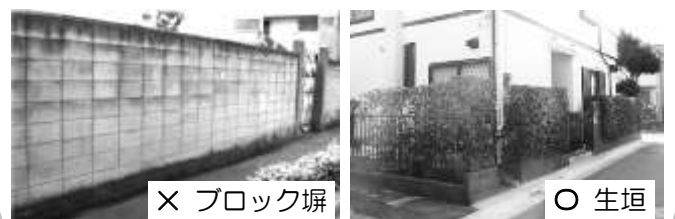
##### ○調和したまちなみを維持するルール

周囲から突出した高さの建物の立地を防止します。



##### ○歩行空間の安全性を高めるルール

道路に面する塀を生垣などにし、危険なブロック塀を減らします。



× ブロック塀

○ 生垣

## 2. まちづくり協議会の開催状況と今後の予定

令和2年6月の設立から令和4年10月までに、11回の協議会を開催しました。また、ニュースを8回発行して活動状況を地域の皆さまへお知らせしてきました。

今後は、話し合いの結果を「まちづくり提言書」として取りまとめて、令和5年3月頃を目途に江戸川区へ提出する予定です。

### <協議会開催状況>

日程	話し合いの内容
第1回 (令和2年6月)	協議会を設立
第2回 (令和2年9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの現況</li> <li>・まちづくりの進め方</li> <li>・まちの良い点と課題</li> </ul>
第3回 (令和2年11月)	
第4回 (令和3年3月)	
(令和3年10月)	まちづくりが実施されている他地区の事例 (書面開催)
第5回 (令和3年11月)	防災 (地震・火災・水害) の課題に関する解決策
第6回 (令和3年12月)	
第7回 (令和4年3月)	
第8回 (令和4年5月)	道路・避難活動・公園の課題に関する解決策
第9回 (令和4年6月)	逃げ地図づくり
第10回 (令和4年8月)	居住環境・活性化・交通・コミュニティの課題に関する解決策 (書面開催)
第11回 (令和4年10月)	まちづくりの目標・方針



令和4年11月 アンケート調査 (今回)



### <今後の予定>

日程	予定
令和5年1~2月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果をまちづくりニュースでお知らせします</li> <li>・第12回協議会にて、まちづくり提言書 (案) を確認します</li> </ul>
令和5年3月頃	まちづくり提言書を取りまとめて、江戸川区へ提出します

**アンケートを通じて皆さまのご意見を確認させていただきます！**

### お問い合わせ

※このお知らせは西小松川町、東小松川一・二丁目にお住いの方々や権利をお持ちの方々にお配りしています。

江戸川区 都市開発部 まちづくり調整課 まちづくり計画係  
TEL 03-5662-6438 (直通) FAX 03-5607-2267

区ホームページでは、より多くの皆さまからご意見をいただくため、「ご意見入力フォーム」を開設しています。過去のまちづくりニュースもご覧いただけますので、併せてご確認ください。

